

連絡書 (No. 5 改正)

令和7年5月27日

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 御中

要介護度見込み違い時の対応について

平素より本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
要介護等認定等の申請中に暫定ケアプランを作成しサービスを導入したが、認定結果が見込み違いとなった場合の対応について、下記のとおり取り扱うこととします。
ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

記

1 前提

要介護等認定の申請者については、要介護・要支援のどちらが認定されるか断定できないため、サービスの導入にあたっては要介護のケアプラン作成者と要支援のケアプラン作成者が密に連携を取り、ケアプランに切れ目が発生しないように対応することが必要です。

そこで、暫定ケアプランの作成にあたっては、原則要介護・要支援双方の暫定ケアプランを作成するものとし、見込みを立てる場合には下表のとおりご対応いただくようお願いします。

なお、いずれの場合においても、事前に利用者・家族等に見込み違いの可能性とリスク（サービス内容や自己負担料金等）を必ず説明し、理解・同意を得るようお願いいたします。

暫定ケアプラン作成者	見込み	結果	対応
地域包括支援センター	要支援	要支援	通常どおり
	要支援	要介護	サービス利用開始月までに居宅介護支援事業所へ引き継ぎ、契約、居宅介護支援等の一連の業務を適切に行う
居宅介護支援事業所	要介護	要介護	通常どおり
	要介護	要支援	サービス利用開始月までに地域包括支援センターへ引き継ぎ、契約、介護予防支援等の一連の業務を適切に行う
地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	見込みが不明		認定結果によらず現物給付が受けられるよう考慮した暫定ケアプランで対応

2 引き継ぎがサービス開始月までに行えなかった場合の対応の注意点

万一、見込み違いがあった利用者の引き継ぎ等がサービス開始月までに行えなかった場合、厚生労働省平成18年4月改定関係Q&A (Vol. 2) 間52に基づき、事業者の作成した暫定ケアプランを、利用者自ら作成したものとみなし、給付がされるよう対応が必要です。

引き継ぎ等をサービス開始月までに行えなかった場合には、速やかに介護保険課にご連絡ください。

なお、この場合、サービス開始月から引き継ぎ等を行った月の前月までケアマネジメント費等の請求はできませんので、ご留意ください。

※生活保護受給者及び介護予防ケアマネジメントにおいては、当該取り扱いが想定されておりませんので、必ず要介護・要支援双方分を作成してください。